

中小企業緊急雇用安定助成金の要件が緩和されました

先月の事務所通信で、政府が「現在検討中」とお伝えした改正が、12月1日より実際に行われました。

出向要件の緩和

「助成対象となる出向からの復帰後6か月以上経過しないと再度の出向は助成金の支給対象とならない」という要件がなくなり、6か月経過していない場合も助成されることになりました。

生産要件の緩和

「(企業の生産量や売上高が)直近3か月または前年同期比で5%以上減少」とされていた「生産量要件」に「(企業の生産量や売上高が)2年前より10%以上減少」という要件が追加されました。

※去年の今ごろはすでに「リーマンショック後」ですから、そのときよりは立ち直ってきているけれど、いまだに厳しさは残っている、という企業を救済するための措置です

■ ■ ■ 中小企業緊急雇用安定助成金とは？ ■ ■ ■

厳しい経済情勢の中でも従業員の雇用維持に努力する中小企業事業主を支援するために、平成20年12月1日に創設された助成金です。

＜主な支給要件＞ ※下記 _____ の部分が今回の変更箇所です

- ① 雇用保険の適用事業主であること
- ② 次のいずれかに該当すること
 - イ **売上高**または**生産量**の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ**5%以上減少**していること (ただし、直近の決算等の**経常損益が赤字**であれば**5%未満の減少でも可**)
 - ロ **売上高**または**生産量**の最近3か月間の月平均値が前々年同期に比べ**10%以上減少**していることに加え、直近の決算等の**経常損益が赤字**であること (ただし、対象期間の初日が平成21年12月2日から平成22年12月1日までの間にあるものに限る)
- ③ 休業等を実施する場合は、従業員の**全一日の休業**または**事業所全員一斉の短時間休業**を行うこと (平成21年2月6日から当面の期間にあっては、当該事業所における対象被保険者等毎に**1時間以上行われる休業** (特例短時間休業) についても助成の対象)
- ④ 出向を実施する場合は、**3か月以上1年以内の出向**を行うこと

なお、通常、助成金の対象となった出向の終了日の翌日から6か月を経ずに開始された再度の出向は助成金の対象とならないが、平成21年11月30日から平成22年11月29日までに開始される再度の出向については、6か月経過していない場合も支給の対象とする

お仕事カレンダー 1月

1/10 ■一括有期事業開始届(建設業)

主な対象事業:概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億9000万円未満の工事

■前年12月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付

(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を納付。

納期特例届出書提出者は1月20日までに納付)

1/31 ■前年12月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

■労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の前年10月~12月の労災事故について報告)

■労働保険料の納付(延納第3期分)

■税務署へ法定調書(源泉徴収票・報酬等支払調書・配当・剰余金の分配支払調書・法定調書合計表)の提出

■市区町村への給与支払報告書の提出

■11月決算法人の確定申告・5月決算法人の中間申告

■2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆当事務所より